

金融庁

金融庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策（平成30年7月12日、12月25日、31年3月14日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	銀行及び銀行代理業者等に係る休日規制の緩和	<p><制度改正></p> <p>規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等が公布・施行された（30年8月公布、施行）。</p>
2	店頭FX業者の決済リスク管理強化に向けた規制導入	<p><制度改正></p> <p>・ストレステストの実施及び情報開示に係る規制については、規制の事前評価及びパブリックコメントの結果を踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等が公布・施行された（31年3月公布、4月施行）。</p> <p>・取引データの保存・報告制度に係る規制については、規制の事前評価を実施したほか、内閣府令等の改正に係るパブリックコメントの募集を行った（31年3月）。</p>
3	仮想通貨交換業者等を巡る課題への対応に向けた規制導入	<p><制度改正></p> <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（31年3月提出）。</p>
4	仮想通貨を活用した新たな取引への対応に向けた規制導入	<p><制度改正></p> <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（31年3月提出）。</p>
5	情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた金融機関の業務範囲規制の改正	<p><制度改正></p> <p>規制の事前評価の結果を踏まえ、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（31年3月提出）。</p>

表2 租税特別措置等を対象として評価を実施した施策（平成30年9月6日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長	<p><税制改正></p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、承継銀行</p>

		等に係る資本割の特例措置の延長について税制改正要望（30年8月）を行った結果、本特例措置の適用期限を5年延長することが、平成31年度税制改正の大綱に盛り込まれた。
2	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化	<p><税制改正></p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化について税制改正要望（30年8月）を行ったが、本特例措置は、適用期限の到来をもって廃止する（現行法による割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増しを認める経過措置を講ずる）ことが、平成31年度税制改正の大綱に盛り込まれた。</p>
3	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長	<p><税制改正></p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長について税制改正要望（30年8月）を行った結果、火災保険等に係る特例積立率を6%に引き上げた上、その適用期限を3年延長する措置等を講じることが、平成31年度税制改正の大綱に盛り込まれた。</p>
4	地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長	<p><税制改正></p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長について税制改正要望（30年8月）を行った結果、本特例措置の適用期限を5年延長することが、平成31年度税制改正の大綱に盛り込まれた。</p>
5	投資信託の二重課税調整に係る所要の措置	<p><税制改正></p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、投資信託の二重課税調整に係る所要の措置について税制改正要望（30年8月）を行った結果、所要の措置を講じることが、平成31年度税制改正の大綱に盛り込まれた。</p>
6	事業用固定資産の減損損失に係る損金算入措置の創設	<p><税制改正></p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、事業用固定資産の減損損失に係る損金算入措置の創設の措置について税制改正要望（30年8月）を行った。</p>

（事後評価）

表3 目標管理型の政策評価を実施した政策（実績評価方式）（平成30年7月17日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/fsa_h29.html）参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【基本政策Ⅰ施策Ⅰ-1】	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「金融機関等検査経費」、「金融検査に</p>

<p>マクロブルーデ ンスの取組と効 果的な金融モニ タリングの実施</p>			<p>関する広報経費」、「モニタリング支援情報整備・活用経費」、「リスク計測参照モデル関係経費」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」及び「自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費」の平成31年度予算要求（315百万円）を行い、政府予算案に計上（274百万円）された。</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>評価結果を踏まえ、測定指標（大手証券会社グループに対する適切な監督）の見直しを行い、新たな目標（ヒアリング等を通じ、経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況、顧客利益を十分に考慮したビジネスモデルの構築に向けた取組みについてモニタリングを実施）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「平成30事務年度 変革期における金融サービスの向上にむけて～実践と方針～」（30年9月策定）（以下、「実践と方針」という。）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モニタリング態勢を強化する観点から、大手銀行間の水平的レビューを3メガバンクグループから大手銀行7グループに拡大した。水平的レビューや海外当局との情報交換等を通じて得られる知見を集積し、本邦金融機関全体の健全性にかかるベストプラクティスの追求に向けた取組を促し金融システムの安定確保に資する内容に関し積極的に公表を行った。 ○ グローバルに活動する金融機関については、経済・市場環境の不透明性が高まる中、海外業務の強化・拡大を踏まえ、グローバルな経済・市場環境の急激な変化への対応について対話した。また、低金利環境下における過度な収益追求行動がリスクの蓄積につながることを踏まえ、融資規律の維持に向けた取組みや、国内外のクレジットサイクルの転換を見据えた対応等、長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応について対話した。上記に加えて、デジタライゼーションの進展等、経営環境の変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の高度化等、持続可能なビジネスモデルの構築に向けたガバナンス態勢について対話した。 ○ 国内で活動する金融機関について、リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面や金融仲介機能を十分に発揮する観点から適切な戦略となっているか、また、外部環境の変化等に対して機動的に対応可能となっているか等の視点から、経営管理・リスク管理態勢の高度化を促した。 ○ 大手証券会社グループについて、グローバルな業務展
--	--	--	--

				<p>開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備状況に加え、顧客利益を十分に考慮したビジネスモデルの構築に向けた取組みについてモニタリングを実施した。</p> <p>○ 保険会社を取り巻く内外の環境変化や各保険会社の規模やビジネスモデルの多様性を踏まえ、各保険会社のリスクプロファイルに応じた効果的・効率的なモニタリングを実施した。特に、大規模な保険会社及び保険会社グループについては、グループ全体としての経営実態・リスク管理態勢の把握・検証を行った。</p>
2	<p>【基本政策 I 施策 I-2】 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備</p>	相当程度 進展あり	引き続き 推進	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「金融危機管理経費」の平成31年度予算要求（10百万円）を行い、政府予算案に計上（8百万円）された。</p> <p><法令・制度の整備・改正> 評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。</p> <p>○ バーゼル3等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、TLAC規制及びレバレッジ比率規制等を国内に導入した（31年3月）。</p> <p><その他の反映状況> 評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを行った。</p> <p>○ 保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法について、IAIS（保険監督者国際機構）で検討されているICS（国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」）に相当する規制を導入した場合における課題や国際的な議論等を踏まえつつ、対応を検討した。</p> <p>○ 破綻処理の態勢整備の充実を図る観点から、関係機関と連携の下、破綻処理の円滑化・迅速化に資するための各種協議を行った。</p> <p>○ 名寄せデータの精度の維持・向上等の観点から、預金保険機構の行った検査結果に基づき、名寄せデータの整備状況の確認を行った。</p>
3	<p>【基本政策 I 施策 I-3】 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	相当程度 進展あり	改善・見 直し	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費」、「関係機関等との連携強化に必要な経費」、「金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催経費」及び「地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の発揮状況等に関する調査・研究に必要な経費」の平成31年度予算要求（66百万円）を行い、政府予算案に計上（44百万円）された。</p>

				<p><機構・定員要求> 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成31年度定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における金融仲介機能の促進に向けた体制整備：主任地域金融調査官1名、地域金融調査官2名 <p><事前分析表の変更> 評価結果を踏まえ、以下の事前分析表の変更をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 測定指標（開示の促進等を通じた良質な金融サービスの提供に向けた競争の実現）を削除した。 ○ 測定指標（金融機能強化法の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施）の見直しを行い、新たな測定指標（金融機能強化法の活用の申請の受けた場合の経営強化計画の適切な審査、及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施）を設定した。 <p><その他の反映状況> 評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域生産性向上支援チーム」と各財務局が連携し、地域企業・関係者と関係を構築しつつ対話を実践した。また、これらの対話等を通じてきめ細かく把握した地域経済・企業の実態を基に、地域金融機関の経営陣や営業現場の責任者等と金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を行った。 ○ 人口減少や低金利環境の継続など経営環境が厳しさを増す中、ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促した。また、社外役員を含め、経営陣等と経営やガバナンス（有効な内部監査を含む）について深度ある対話を行った。 ○ 地域金融機関に対して早め早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制度の見直しについて検討を行った。 ○ 経営改善、事業再生、事業承継等が必要な企業に対する適切な支援が、専門人材やノウハウが不十分なためにできていない金融機関に対して、地域経済活性化支援機構や日本人材機構等、企業支援機能の強化に向けた人材・ノウハウ支援に取り組む外部機関の活用を促した。
4	【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-1】 利用者の利便の	目標達成	引き続き 推進	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「金融税制調査等経費」、「NISAに関する広報等経費」、「金融知識普及施策のためのパンフレッ</p>

<p>向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>			<p>ト作成経費」等の平成31年度予算要求（107百万円）を行い、政府予算案に計上（52百万円）された。</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>評価結果を踏まえ、測定指標「退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討状況」を見直し、新たな測定指標「高齢社会における金融サービスのあり方の検討状況」を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関による顧客本位の業務運営の確立・定着に向けて、金融機関の取組みの「見える化」を促進した。具体的には、「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択状況、自主的な成果指標（KPI）並びに平成30年6月に当庁が設定した比較可能な共通KPIについて、公表状況及び傾向分析結果を当庁ウェブサイトにて四半期毎に公表した。また、金融機関の取組状況について、主要銀行、主要証券会社のモニタリングを行い、平成31年1月に「投資信託等の販売会社における「顧客本位の業務運営」の取組状況」を公表した。 ○ NISA（少額投資非課税制度）の改善について税制改正要望（30年8月）を行った結果、平成31年度税制改正の大綱（30年12月）において、海外転勤等により一時的に出国する場合においても、引き続きNISA口座での保有を可能とする等の措置が盛り込まれ、これを反映した「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会提出された（31年2月提出、3月成立）。 ○ 投資に関心の薄い層に対しても資産形成を促していく観点から、職場において、つみたてNISA・iDeCoの情報提供や、そもそもの投資の意義を学べる機会が供給されるよう、各省庁・地方自治体・民間企業に働きかけを行った。また、公式キャラクターである「つみたてワニーサ」を用いた広報や、SNSを通じたプロモーションビデオの広報等、様々なチャンネルを通じてつみたてNISAの普及を行った。 ○ 30年7月、高齢化が進行する現状や退職世代等が抱える課題について整理した「高齢社会における金融サービスのあり方（中間的なとりまとめ）」を公表した。 ○ 金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、「高齢社会における金融サービスのあり方」に関する金融業界が取り組むべき方向性と高齢社会における資産の形成・管理での心構え等について検討を進めた。
---	--	--	--

				<p>○ 金融庁・財務局職員を全国の小、中学校及び高校、大学等へ派遣し、資産形成の授業を行うなど、出張授業を抜本的に拡充した。</p> <p>また、出張授業の経験を踏まえ、改訂高校学習指導要領及び同解説にかかる教科書会社等への情報提供を実施し、より効果的に金融知識を学ぶことのできる教材の検討を進めた。</p>
5	<p>【基本政策Ⅱ施策Ⅱ-2】 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「貸金業務取扱主任者登録に必要な経費」、「貸金業者情報検索サービス経費」、「貸付自粛制度の推進に必要な経費」、「金融分野における裁判外紛争処理制度改善経費」及び「貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費」の平成31年度予算要求（38百万円）を行い、政府予算案に計上（38百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり平成31年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮想通貨交換業者への対応強化に向けた体制整備：課長補佐1名、係長1名、金融証券検査官10名、仮想通貨モニタリング室の設置 ○ ICO等にかかる制度のあり方への対応を行うための体制強化：課長補佐1名、係長1名 <p><事前分析表の変更></p> <p>評価結果を踏まえ、測定指標（法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の勧告の実施状況）の見直しを行い、新たな測定指標（法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の実施状況）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 投資用不動産向け融資に関して、幅広い預金取扱金融機関を対象に横断的なアンケート調査を実施し、その結果を公表した（31年3月）。 ○ 保険会社等については、保険募集から保険金等の支払いまでの保険会社としての基本機能の品質を確保した上で、顧客ニーズに相応しい商品・サービスの開発、情報提供を行っているかという観点からモニタリングを実施した。 ○ 少額短期保険業者については、ガバナンス、コンプライアンス、財務の健全性等について適切な態勢整備がな

				<p>されているかという観点からモニタリングを実施した。特に保険金額の引受けの上限金額に関する経過措置適用業者の監督に当たっては、本則への円滑な移行の観点から、各業者の経過措置終了を見据えた検討状況について、適時・適切にヒアリングを行った。</p> <p>○ 仮想通貨（暗号資産）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮想通貨交換業者に対しては、これまでの検査・モニタリングで把握した実態等を踏まえ、業務改善計画の進捗状況等のフォローアップなど、機動的かつ深度あるモニタリングを実施した。新規登録申請業者に対しては、登録審査プロセスの透明性を高め、業務運営体制の実効性について効率的かつ適切な登録審査を行った。 ・無登録で仮想通貨交換業を行っていた者27先に対して照会書を発出し（30年4月～31年3月）、うち1先には警告書を発出するとともに、社名等を公表した（31年2月）。 ・仮想通貨に関する相談等の実態を踏まえ、関係省庁と連携し、利用者向けの注意喚起等を更新・実施した（30年10月）。 ・一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく自主規制機関に認定した（30年10月）。 ・各国当局や国際機関の参加の下、暗号資産ラウンドテーブル（30年9月）を実施する等、国際的な連携を強化した。 ・仮想通貨交換業等を巡る諸問題について制度的対応を検討するために設置した「仮想通貨交換業等に関する研究会」において、計11回にわたり検討が行われ、報告書が取りまとめられた（30年12月）。報告書の内容を踏まえ、暗号資産交換業者を巡る諸課題や暗号資産を用いた新たな取引に対応するための制度の整備等を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（31年3月）。 <p>○ 金融ADR（裁判外紛争解決）制度の着実な実施</p> <p>金融トラブル連絡調整協議会を2回開催（30年6月、31年2月）し、各指定紛争解決機関の業務実施状況や金融機関・業界の業務改善に資する取組み等について議論を行った。</p> <p>○ 多重債務者のための相談等の枠組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談員に対し、ギャンブル等依存症に関連すると考えられる相談受付時の対応マニュアルを活用
--	--	--	--	---

				<p>した研修を実施し、ギャンブル等依存症に対する理解・知識の向上を図るなど、多重債務相談窓口の体制を強化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「多重債務者相談強化キャンペーン2018」（30年9月～12月）を実施し、多重債務者等向けの無料相談会の開催など地方自治体や関係機関の主体的な取組みを促した。また、相談窓口の認知向上を図るための周知・広報として、消費者向け及び事業者向けの相談窓口を記載した都道府県別リーフレット82万枚、ポスター6万枚を作成し、関係機関を通じて配布した。 ・その他、金融経済教育を通じた多重債務問題の啓発や、多重債務問題懇談会等を通じた貸し手・借り手の実態把握を行った。 <p>○ 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年4月から31年3月までの間、振り込め詐欺救済法に基づく返金制度及び犯罪被害者等支援事業についてインターネットに掲載し、広く一般国民に向けて周知を行った。 ・30年11月、政府広報ラジオ番組において、被害回復分配金の支払手続等について放送した。 <p>○ 振り込め詐欺への的確な対応及び不正口座利用に関する金融機関等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30事務年度実践と方針において、「振り込め詐欺等への対応」を重点施策と定めており、金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。 ・預金口座の不正利用防止のため、不正口座利用に関する金融機関等への情報提供を行うとともに、広く一般に預金口座の不正利用問題に対する注意喚起の観点から、引き続き、情報提供件数等を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。 <p>○ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・フォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偽造キャッシュカードやインターネットバンキング不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を四半期毎に当庁ウェブサイトにおいて公表した。 ・金融犯罪被害を減らすため、金融機関に対して各種セキュリティ対策等の向上を促す観点から、偽造キャッシュカードやインターネットバンキング等に係るセキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施し、その結果について当庁ウェブサイトにおいて公表した（30年9月）。
--	--	--	--	---

				<ul style="list-style-type: none"> ・特に、顧客のIDやパスワードを不正に入手する手口が巧妙化・多様化しているインターネットバンキング不正送金被害については、30事務年度実践と方針において、「インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応」を重点施策と定めており、金融機関におけるセキュリティ対策等の取組み状況について検証するとともに、セキュリティ対策向上のため、金融機関の取組みを促した。 ○ 無登録業者等に対する適切な対応 無登録で金融商品取引業を行っていた者41先に対して、警告書を発出するとともに、これらの業者等について、社名等を公表した。加えて、裁判所への申立てを2件実施した。 ○ 法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応及び行政処分等の実施状況 法令違反行為等の問題が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対して、行政処分を実施した（29件）。
6	<p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-1】 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「証券取引等監視委員会一般事務費」、「証券取引等監視経費」、「インターネット巡回監視システム運用経費」、「情報収集・分析態勢強化経費」、「課徴金制度関係経費」、「デジタルフォレンジック関連システム経費」、「検査等一般事務費」及び「市場監視総合システム整備経費」の平成31年度予算概算要求（267百万円）を行い、予算措置（265百万円）された。</p> <p><機構・定員要求> 評価結果を踏まえ、デジタルフォレンジック体制を強化するため、平成31年度機構・定員要求において、3名の情報技術専門官の要求を行った。</p> <p><事前分析表> 評価結果を踏まえ、測定指標に「対外的な情報発信の実施」を追加し、「金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的なモニタリングの実施」を基本政策Ⅰ施策Ⅰ-1へ統合、「自主規制機関・関係団体等との適切な連携」を「市場規律強化に向けた取組み」に統合する等、達成すべき目標の見直しを行い、新たな目標を設定した。</p> <p><その他の反映状況> 評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」及び、証券取引等監視委員会が策定した「証券取引等監視委員会中期活動方針（第9期）」（29年1月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p>

				<p>○ 内外環境を踏まえた情報力・事案発掘力の強化</p> <p>問題の早期発見につなげるため、マクロ的な視点に基づき潜在的リスクに着目した情報収集・分析を行う等、タイムリーな市場監視を行うとともに、深度ある調査・分析にも取り組んだ。</p> <p>市場で起こっていることを常に注意深く監視し、市場監視の空白を作らないよう、マクロ的な視点に基づく分析結果とミクロ情報とのより有機的な結合・活用等、監視手法の改善を図ったほか、継続的な課題の洗出しと業務改善等に係る取組みを進めた。</p> <p>市場の公正性・透明性の確保や投資者保護等の観点から、必要に応じ、対外的に情報発信等を行った。</p> <p>○ 迅速かつ効果的・効率的な検査・調査の実施</p> <p>国内外の不正取引等の個別事案が大型化・複雑化する中、特殊見せ玉を用いた新しい取引手法に対して、偽計を初めて適用する等、課徴金制度を積極的に活用し、不正取引等に対する検査・調査を効果的に行った。</p> <p>クロスボーダー取引による違反行為に対しては、国際的な情報交換の枠組み等を積極的に活用し、30年度においては、中国当局の協力を得て、課徴金勧告を行った。</p> <p>不正取引等のうち重大で悪質な事案については、犯則調査の権限を行使し、関係機関とも連携の上、的確に刑事告発を行う等、厳正に対応した。</p> <p>高速取引を行う者の登録審査を適切に行うとともに、取引実態等のモニタリングを実施した。</p> <p>○ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組み</p> <p>個別事案における検査・調査で法令違反等が認められた場合においては、行政処分の勧告等を行うだけでなく、根本原因を究明の上、対話を通じて問題意識を共有し、再発防止を図った。</p> <p>改善意欲が高くない者に係る事案が依然として見られることを踏まえ、法令違反の再発を防止する観点から、関係機関等と適時適切な情報共有等を行った。</p> <p>検査・調査で得られた情報を基に、インテリジェンス情報の拡充等を進めたほか、データベースのあり方についての検討・見直しを行い、監視業務全般に対して多面的・複線的に活用できるよう改善を図った。</p> <p>金融取引のグローバル化に伴うクロスボーダー事案に対応するため、海外当局との円滑な連携を図ったほか、相互訪問等による幅広い情報・意見交換を通じ関係性の発展や信頼関係の醸成に努めた。</p> <p>全体としての市場監視機能を強化する観点から、証券</p>
--	--	--	--	--

				<p>監督者国際機構（IOSCO）の常設会合等への参加やハイレベル面会を含む海外当局や自主規制機関等との対話を積極的に行い、問題意識の共有や連携強化に係る議論を実施した。</p> <p>高速取引行為者の特定や取引戦略の明確化が法令等の改正により可能となったことを踏まえ、実効性のある取引監視を行っていく観点から、自主規制機関とも連携しつつ、取引戦略情報や実際の取引情報の蓄積及び深度ある取引の傾向等の研究・分析を行うことを通じ、高速取引にかかる審査手法の効率化・高度化に向けた検討を行った。</p> <p>○ ITの活用（SupTech）及び人材の育成</p> <p>市場監視におけるITの更なる活用（SupTech）を図るため、金融機関と規制当局との相互協調の観点も踏まえつつ、新たに整備予定のAI等を活用した市場監視総合システムの具体的な機能等に関する検討及びAI導入のための実証実験を進めた。</p> <p>ITの高度化、電子機器やITサービスの多様化及びデータの大容量化に対応するため、デジタルフォレンジックにかかる外部講習会への参加、システム環境の整備を行い、デジタルフォレンジック技術の向上及びシステム環境の高度化を図った。</p> <p>ITの進展等を背景に金融取引がますますグローバル化、複雑化、高度化する中、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）研修の実施等、市場監視を適切に行うための高度な専門性と幅広い視点を持った人材の育成に取り組んだ。</p>
7	<p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-2】 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施</p>	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「有価証券報告書等電子開示システム経費」「企業財務諸制度調査等経費」「懲戒処分経費」「課徴金制度関係経費」「公認会計士等検査経費」「試験実施経費」の平成31年度予算要求（692百万円）を行い、政府予算案に計上（697百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり平成31年度機構・定員要求を行った。</p> <p>○ 公認会計士・監査審査会事務局長の充て職の常勤化及び監査法人等に対する検査体制を強化するため、公認会計士監査検査官2名</p> <p>○ 評価結果を踏まえ、企業情報の開示の充実にに向けた体制を強化するため、調整官1名、係長1名</p> <p><法令・制度の整備・改正></p>

評価結果を踏まえ、主に以下の法令等の整備・改正を実施した。

- 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月）に盛り込まれた「財務情報及び記述情報の充実」、「建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供」、「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み」を内容とした「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された（31年1月）。
- 監査報告の透明化に係る監査基準の改訂を踏まえ、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の一部改正を行った（30年11月）。
- 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月）に基づき、ルールへの形式的な対応に留まらない経営戦略やリスクなどの記述情報の開示の充実に向けた企業の取組みを促すため、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表した（31年3月）。

<事前分析表の変更>

- 評価結果を踏まえ、測定指標（企業情報の開示・提供のあり方についての検討状況）の見直しを行い、新たな測定指標（金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月）を踏まえた取組みの進捗状況）を設定した。
- 評価結果を踏まえ、測定指標（有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）のアクセス件数）の見直しを行い、新たな測定指標（有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率）を設定した。
- 評価結果を踏まえ、新たな測定指標（監査基準の改訂を踏まえた制度整備状況）を設定した。

<その他の反映状況>

評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。

- 通常と異なる監査意見が表明された場合など、監査人に対してより詳細な資本市場への情報提供が求められるケースにおける対応のあり方について議論を深めることを目的として、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を30年11月から計3回にわたり開催し、31年1月に報告書を取りまとめ公表した。
- EDINETの一層の利便性向上のため、EDINETから利用者が開示情報をデータ形式でより効率的に取得可能な

				<p>オープンAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）としての「EDINET API」を開発し、31年3月から提供を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査事務所の監査品質を向上させるためのトップの姿勢を含む経営層の認識及び具体的な施策への反映について検証を行っている。また、大手・準大手監査法人が監査法人のガバナンス・コードを踏まえて構築・強化した態勢について、監査品質の向上のために実効的なものとなっているか検証を行っている。 ○ 海外子会社に係るグループ監査の対応状況や、新規受嘱に係る監査実施体制の検証を行っている。ITを活用した監査の状況や、サイバーセキュリティ対策の状況についても確認を行っている。 ○ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）代表理事国として、中期的な戦略に係る議論に積極的に参画したほか、各ワーキング・グループにおける議論に積極的に参加・貢献した。 ○ 31年1月のIFIAR代表理事会東京会合開催の際、事務局をサポートしながら会合準備・運営を行ったほか、事務局の円滑な運営のため、拠出金の支出等、必要な支援を引き続き行った。
8	<p>【基本政策Ⅲ施策Ⅲ-3】 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備</p>	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム経費」「コーポレートガバナンスの推進に係る事業費」「英語発信力強化のための経費」「ヘルスケアリート等の普及促進のために必要な経費」「FinTechサポートデスクの対応の高度化・効率化に係る経費」「活力ある金融・資本市場の実現に資する調査研究事業費」の平成31年度予算要求（202百万円）を行い、政府予算案に計上（104百万円）された。</p> <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果を踏まえ、主に以下の制度等の整備・改正を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ PTS信用取引の解禁については、株式等の決済期間短縮化（T+2化）が行われる31年7月以降に行われる予定であるが、これに向けて、監督指針及び日証協規則の改正に係るパブリックコメントの募集を行うとともに（31年1月）、内閣府令の改正に係るパブリックコメントの募集を行った（31年3月）。 ○ 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の報告を踏まえ、店頭FX業者に対して、決済リスク管理の強化に向けた体制の整備や、その体制に基

				<p>づく適切な業務運営の確保等を求めるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストレステストの実施及び情報開示に係る規制については、金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正（31年3月公布、4月施行）、 ・ 取引データの保存・報告制度に係る規制については、金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正に係るパブリックコメントの募集（31年3月）、 <p>をそれぞれ実施した。</p> <p>○ スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議における検討を踏まえ、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、「新しい経済政策パッケージ」（29年12月閣議決定）に沿って、コーポレートガバナンス・コードを改訂するとともに、「投資家と企業の対話ガイドライン」を策定した（30年6月）。</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>評価結果を踏まえ、新たな測定指標（資産運用業の高度化に向けた取組みの状況）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」（30年9月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国債の決済期間短縮化については、30年5月1日よりT+1化され、「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」の取組状況を金融庁ウェブサイトにおいて公表した（30年6月）。 ○ 総合取引所の実現については、規制改革推進会議の「規制改革推進に関する第4次答申」（30年11月公表）において、32年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、30年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う旨が盛り込まれた。これを受け協議・検討を進め、日本取引所グループと東京商品取引所は統合に向けた基本合意を結んだ。 ○ ETF市場の流動性向上を図るため、金融商品取引清算機関及び関係業界で行われているETF設定・交換の決済に係る清算制度構築に向けた議論を促し、日本証券クリアリング機構において制度要綱案が取りまとめられた。 ○ 「未来投資戦略2018」（30年6月閣議決定）を踏まえ、30年11月よりスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議において、改訂後の両コード及び「投資家と企業の対話ガ
--	--	--	--	---

				<p>イドライン」を踏まえた投資家と企業の取組みに関する検証を行い、31年6月の株主総会シーズンに向け、検証結果の取りまとめを進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務運営インフラの高度化や新規参入の円滑化等、資産運用業の活性化・高度化に向けた課題について、関係者（投資運用業者・信託銀行等）との対話等を通じ、検討・取組みを進めた。 ○ 大手投資運用業者に対するモニタリングを通じて、運用力を高める観点からの課題について検証・対話を行うこと等により、より高度な業務運営態勢等の確立に向けて取組みを進めた。 ○ 金融業の拠点開設サポートデスクにおいて、日本への拠点開設を検討する海外資産運用業者等から、日本拠点開設に係る金融法令の手続き等に関する相談について、東京都の相談窓口やプロモーション活動等と連携・協力しつつ、的確に対応し、新たに10社の業登録が完了した。
9	<p>【横断的施策1】 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応</p>	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求> 評価結果を踏まえ、「金融分野のサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費」「ブロックチェーン技術を活用した金融取引に関する共同研究経費」「Fintechをめぐる戦略的対応経費」の平成31年度予算要求（188百万円）を行い、政府予算案に計上（154百万円）された。</p> <p><機構・定員要求> 評価結果を踏まえ、以下のとおり平成31年度定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サイバーセキュリティに係る海外当局との連携強化のための体制整備：課長補佐1名 <p><法令・制度の整備・改正> 評価結果を踏まえ、以下の関係法令の整備を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オンラインで完結する新たな本人確認方法の追加等を内容とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の公布・施行（30年11月公布・施行（一部は32年4月施行））。 ○ 情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた金融機関の業務範囲規制の改正を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出した（31年3月）。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価結果を踏まえ、新たな測定指標（FinTech Innovation Hubによるヒアリング実施件数、オンラインで完結する本人確認方法に係る制度の検討状況）を設定

				<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価結果を踏まえ、測定指標（仮想通貨交換業者等に対する適切な対応）を基本政策Ⅱ施策Ⅱ-2に移動した。 <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」（30年9月）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ デジタルイノベーションの加速的な進展への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ ITの進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応できるよう、業態別の金融規制体系をより機能別・横断的なものに向けて、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」で検討を行っている。30年6月に中間整理を公表。その後、31年1月に「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表するとともに、その他の事項の検討を進めている。 ・ 官民連携して更なる決済高度化に向けた検討を行う「決済高度化官民推進会議」を開催（第5回：30年6月、第6回：31年1月）し、決済高度化に関するフォローアップ項目の見直しを行った。「金融機関におけるキャッシュレス化の推進」を新たに追加するとともに、「XML電文への移行」、「オープンAPI の利活用の推進」等を重点的に取り組む項目と位置付けた。 ・ フィンテックについての最新トレンド・状況を把握し、今後の金融行政にも役立てていく観点から、30年7月に「FinTech Innovation Hub」を設置し、「100社ヒアリング」を実施した。また、フィンテック・ステークホルダーの連携の機会の提供と新たなコンサルテーションの場の構築のため、「フィンテック・サミット」やミートアップをより充実した内容で開催した。 ・ FinTechサポートデスクにおいて、フィンテック企業等からの相談に一元的に対応し、事業実施の支援を行うとともに、FinTech実証実験ハブにおいて、フィンテック企業や金融機関等が前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、新たに3件の実証実験の支援を決定し、個々の実験毎に庁内に担当チームを組成して継続的な支援を行ったほか、実証実験が終了した4件の実験結果を公表した。 ・ 有識者やいくつかの金融機関と意見交換を行い、金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(案)に係るパブリックコメントの募集を行った。また、システム統合・更改を計画している金融機関に対して、気付きを促すことで自主的な改善対応を支援することに力点を置きながら、オン・オフのモニタリ
--	--	--	--	---

				<p>ングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル化の加速的な進展、国際的な議論の進展、32年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、近年、金融機関を取り巻く状況が大きく変化していること等を踏まえ、30年10月、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」をアップデートし、同方針に沿って金融分野のサイバーセキュリティ強化に取り組んだ。
10	<p>【横断的施策2】 業務継続体制の確立と災害への対応</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費」、「個人債務者の私的整理に係る支援に必要な経費」、「被害者支援策に係る周知広報等に必要な経費」の平成31年度予算要求（120百万円）を行い、政府予算案に計上（46百万円）された。</p> <p>※復興庁において一括計上された分を含む。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府防災訓練への参加に加え、金融庁業務継続計画の実効性を検証・確認するために、職員の安否確認訓練、参集訓練、及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練等を関係機関と連携して実施した。 ○ 金融業界全体として横断的に業務継続体制の確保を図るため、金融機関等と合同で訓練を実施したほか、金融機関等の業務継続計画の整備状況等について、アンケート等を通じて検証した。 ○ 平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震など自然災害への対応について、金融機関に対し金融上の措置の要請を速やかに発出するなど適時的確に対応した。
11	<p>【横断的施策3】 その他の横断的施策</p>	相当程度進展あり	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「国際開発金融機関協力経費」、「新興市場国等を対象にした金融行政研修に必要な経費」、「アジア等の金融インフラ整備支援等に関する事業に必要な経費」、「グローバル金融連携センター経費」及び「G20開催経費」の平成31年度予算要求（397百万円）を行い、政府予算案に計上（371百万円）された。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>評価結果を踏まえ、以下のとおり平成30年度機構・定員要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アジア諸国等との連携強化に向けた体制整備：課長補佐1名 <p><法令・制度の整備・改正></p> <p>評価結果を踏まえ、以下の法令等の整備・改正を実施した。</p>

				<p>○ 31年4月、金融機関の実効的な態勢整備を図る観点から「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改訂する予定。</p> <p><事前分析表></p> <p>30年6月に当庁におけるIT戦略（中長期計画）を策定したことから、新たな測定指標（「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」の着実な推進）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <p>① 世界共通の課題の解決への貢献</p> <p>○31年G20議長国としての貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ G20議長国の体制整備に向けて、30年8月にG20準備室を設立し、金融庁参与として、8月にカルアナ前国際決済銀行（BIS）総裁を任命した。 ・ 金融安定理事会（FSB）の市場の分断に関するワークショップの議長、FSBの資産運用業関連部会の共同議長、証券監督者国際機構（IOSCO）の市場の分断に関するフォローアップ・グループの共同議長、金融包摂のためのグローバルパートナーシップ（GPFI）の議長、IOSCO C1会合の議長、IOSCOの暗号資産に関する作業部会の共同議長等、金融庁職員が国際会議の議長を務め、議論を主導している。 ・ 12月1日のG20サミット後、31年のG20財務トラックのプライオリティを公表した。31年1月のG20財務大臣・中央銀行総裁代理会議にて、プライオリティ項目（市場の分断回避、技術革新（含む暗号資産）、高齢化と金融包摂）を中心に、当庁や関連基準設定主体（FSB、IOSCO、金融活動作業部会（FATF））より説明した。 <p>○保険会社の国際資本基準（ICS）の議論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 30年7月末に保険監督者国際機構（IAIS）から公表された「国際資本基準（ICS Version 2.0）」の市中協議文書に関して、市中から寄せられた意見や、30年8月に保険会社から提出されたデータを分析し、基準の修正案を検討する作業に積極的に関与している。 <p>○持続可能な開発目標（SDGs）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TCFDについては、30年9月に第1次進捗レポートが公表され、12月にアルゼンチン議長国下のG20サミットに提出された。また、日本のFSBに対する要請を受け、31年6月のG20会合に合わせ、TCFDの第2次進捗レポートが提出されることとなった。 ・ TCFD提言に沿った開示に取り組む企業等に対し、取組みの
--	--	--	--	--

				<p>状況や悩んでいるポイント等について、ヒアリングを実施した。2月にはJPXとの共催で、シンポジウム「TCFDを巡る企業と投資家の対話：今後の展望」を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月に金融庁TCFDチームの公式ツイッターアカウントを開設し、当庁やその他日本におけるTCFDに係る取組みを和英双方で国際的に発信している。 <p>○マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年8月、金融機関の実効的な態勢整備を促す観点から、金融機関等の対応状況等を取りまとめた「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表した。 ・30年10月のFATF全体会合において、FATF基準（勧告等）の仮想通貨（暗号資産）交換業者等への適用について合意し、その旨を明示するFATF基準の改正を行った。 ・30年12月、第4次FATF対日相互審査も踏まえ、モニタリングにより得られた預金取扱金融機関のマネロン等対策に係る取組み事例を取りまとめ、態勢整備の参考となるように業界団体へ還元した。 ・マネロン等対策の必要性について利用者の理解を得るために、業界団体と協働で配布用のリーフレットを作成したほか、セミナー等で講演を実施するなど、本邦金融機関の態勢強化を図った。 <p>②国際的な当局間のネットワーク・協力の強化</p> <p>○米欧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国とのバイ面会等を通じて、各国との協力枠組みを強化した。 ・英国のEU離脱については、英欧当局と想定されるリスクについて様々な場で意見交換を行いつつ、本邦金融機関が円滑に対応できるよう働きかけた。また、本邦金融機関には、仮に合意なし（ノーディール）の離脱となった場合にも万全を期すよう促した。本邦金融機関は英国以外の欧州域内における営業認可を30年12月までに取得した。 ・英国とは、日英財務協議を12月に開催し、英当局と経済・金融に係る幅広いテーマについて意見交換。31年1月の日英首脳会談後の共同声明では、金融市場の分断、金融セクターにおける技術革新、高齢化とその政策的対応、サステナブル・ファイナンス及び金融サービス業界における女性の役割の強化について協力しつつ、日英財務協議を通じたものを含め、金融サービスに関するパートナーシップを深化させる旨が盛り込まれた。 ・仏金融監督当局（ACPR及びAMF）とは、フィンテック推
--	--	--	--	---

				<p>進協力に係る書簡交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米ボルカールールの見直しに関しては、30年10月に、域外適用範囲の限定や規定の明確化についての改善し、市場の分断をもたらすことのないよう要望するレターを日銀と共同で米国当局に発出した。 <p>○アジア・新興国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中首脳会談(30年5月、10月)、日中財務対話(8月)の際に日中金融協力の更なる協力強化に合意。首脳会談(10月)の際には金融庁長官と中国証監会主席との間で日中証券市場協力に関する覚書を締結。また、中国金融の有識者や金融機関等から構成される「中国金融研究会」を設置し、官民で中国金融の最新動向及び今後の方向性を議論した(第1回は10月、第2回は31年1月に開催)。 ・ミャンマー(緬)では、30年6月に「保険セクター支援計画(COMPASS)」を、同年9月には「資本市場活性化支援計画」(30年1月策定)の進捗状況及び今後の支援策をまとめた「プログレスレポート」を策定して緬計画財務副大臣等へ手交し、これらに基づく技術協力等を実施。また、31年3月には、緬保険市場の外資開放に向け、日緬の財務・金融当局間の協議を行ったほか、金融庁長官が訪緬し緬計画財務大臣と面会。こうした機会等を通じ保険会社を含む日系金融機関の進出支援等を推進。 ・また、インドネシア、ブラジル、タイ、ベトナムの当局等にも、先方の支援ニーズを踏まえたセミナーや研修の実施など、深度ある金融技術協力を実施した。 ・「グローバル金融連携センター(GLOPAC)」においては、プログラムの内容を充実させるべく、新興国の金融当局から受け入れる職員(研究員)の関心分野をきめ細やかに把握し、ディスカッションセッションを増やすなど取り組んだ。30年は4月から6月、7月から9月、10月から12月に、計29名の研究員を受入れ、高評価を得た。 ・GLOPACで過去に受け入れた研究員(卒業生)のネットワークの維持・強化のため、30年5月、8月、11月に計8名の卒業生を再招聘し、現役生への講義と金融庁職員との面談を行うホームカミングプログラムを実施した。さらに、30年11月、ブラジルおよび近隣諸国の卒業生を対象としたGLOPAC同窓会の地域版を中南米(ブラジル)において初めて開催し、卒業生のプログラム修了後の取組みについて聞き取りを行うとともに、金融3当局を表敬訪問した。 <p>③金融行政におけるITの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年6月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長
--	--	--	--	---

				<p>期計画」に基づき、重点項目として掲げた「ITガバナンスの強化」、「効率的・効果的な行政運営」等の取組みを推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティ対策の推進について、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の多層化及び多重化の検討を進めたほか、サイバー攻撃等における対応について改善を図った。
12	<p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策1】</p> <p>金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化</p>	目標達成	改善・見直し	<p><予算要求></p> <p>評価結果を踏まえ、「国際コンファレンス経費」、「金融研究会関係経費」及び「研究論文執筆関係経費」等の平成31年度予算概算要求（10百万円）を行い、予算措置（10百万円）された。</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>評価結果を踏まえ、達成すべき目標（金融庁のガバナンスの改善等を通じた金融行政の質の向上）の見直しを行った。</p> <p>また、測定目標（職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）の設置）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <p>○ガバナンスの改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価有識者会議を実施し、金融行政として取り組むべき重要な課題等について議論を行った。 ・検査・監督等の金融行政の質の向上の観点から、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施した。 <p>○総合政策機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAを明確化させる観点から、従来の金融レポートと金融行政方針を一体とした「平成30事務年度 変革期における金融サービスの向上にむけて～実践と方針～」を策定した（30年9月）。 <p>○金融当局・金融行政運営の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織再編を踏まえ、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能の強化に向けた取組みとして、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充するため、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の取組み（政策オープンラボ）を設置した。 <p>○学術的成果の金融行政への導入</p> <p>1 研究成果の庁内へのフィードバック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年4月以降、研究官等による研究成果をまとめ、ウェブサイト上に掲載した4本のディスカッションペーパー

				<p>について、研究者による論文発表や、庁内関係者からコメントを得ることなどを通じて、行政と研究者の交流を行った。</p> <p>2 学術研究との架け橋となり、庁内外との相互交流の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30年9月にフィンテック（金融とテクノロジーの融合）をテーマにしたグローバルイベント「フィンテック・サミット2018（副題：FinTech2018-Into the New Era）」※を開催、日本、アジア、欧米等の有識者や当局者等を招聘し、活発な議論を行った。（※本シンポジウムは、当庁・日本経済新聞社の共催により開催した「フィンサム2018&レグサム（FIN/SUM2018× REG/SUM）」の一環として、シンポジウム形式で開催したもの。） ・30年4月以降、金融をはじめ様々な分野の実務家や研究者等を講師とする、庁内職員が自由に参加できる勉強会（通称「金曜ランチョン」）を、計48回（通算では404回）開催（職員の参加者数は最大194名、平均57名。）。会議参加者と講演者が活発な質疑応答を行った。 ・30年4月以降、アカデミズム等の金融に関する有識者が最先端の研究内容を発表し、職員等との議論を通じて金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とした勉強会（金融経済学勉強会）を庁内にて計14回開催した。
13	<p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策2】 検査・監督の見直し</p>	目標達成	改善・見直し	<p><その他の反映状況></p> <p>評価結果のほか、30年6月に金融庁が策定した「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 31年3月に、「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理(案)」に係るパブリックコメントの募集を行った。 ○ 31年3月に、「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」を公表した。 ○ 30年7月より、よりの確な将来見通しに基づく引当も可能にする枠組みを含めた金融機関の融資に関する検査・監督実務について、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」において、議論、整理を行っている。
14	<p>【金融庁の行政運営・組織の改革施策3】 金融行政を担う人材育成等</p>	目標達成	改善・見直し	<p><事前分析表の変更></p> <p>評価結果を踏まえ、新たな測定指標（人事改革の進捗状況の検証・公表状況）を設定した。</p> <p><その他の反映状況></p> <p>評価結果を踏まえ、組織文化（カルチャー）の改革について、基本的な考え方と全体像を「金融庁の改革について」「当</p>

				<p>面の人事基本方針」として取りまとめ、公表した。(30年7月)</p> <p>評価結果のほか、金融庁が策定した「実践と方針」を踏まえ、主に以下の取組みを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務単位の少人数グループ化 <p>若手職員を中心とした人材の育成・活用、組織の活性化を図るため、双方の活発なコミュニケーションが図られる環境を整備した。</p>
--	--	--	--	--

表4 規制を対象として評価を実施した政策（平成30年5月15日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	信用金庫・信用組合による会員・組合員の外国子会社への資金の貸付等の解禁	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	評価結果を踏まえ、信用金庫・信用組合による会員・組合員の外国子会社への資金の貸付等の解禁について、引き続き、適切に運用することとした。

表5 租税特別措置等を対象として評価を実施した施策（平成30年9月6日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/fsa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例については、租税特別措置法上に存置されている。
2	社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、社債、株式等の振替に関する法律の加入者保護信託の信託財産とするための負担金の損金算入については、租税特別措置法上に存置されている。
3	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構）	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（生命保険契約者保護機構、損害保険契約者保護機構）については、租税特別措置法上に存置されている。

	者保護機構、損害保険契約者保護機構)			
4	特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例（日本投資者保護基金）については、租税特別措置法上に存置されている。
5	原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	租税特別措置等に係る政策評価の結果を踏まえ、原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の特例については、租税特別措置法上に存置されている。